

静岡市新型コロナウイルス感染症対策奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

静岡市新型コロナウイルス感染症対策奨励金交付要綱（令和3年6月25日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 奨励金の交付の申請をしようとする者は、<u>令和3年10月31日</u>までに新型コロナウイルス感染症対策奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 奨励金の交付の申請をしようとする者は、<u>令和3年11月30日</u>までに新型コロナウイルス感染症対策奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和3年10月22日から施行する。